

前橋市新設道の駅整備運営事業 テナント等参加希望者募集要項

1. 募集概要

前橋市（以下「本市」とします。）では、国道17号上武道路整備（平成29年3月19日全線開通）を契機として、本市で4番目となる新たな道の駅の設置を計画しています。本計画においては、官民連携を前提とした整備運営を目指していることから、民間事業者のノウハウ及び事業提案を効果的に活用するために早い段階で整備・運営事業者を選定することとなり、本年3月22日より、「前橋市新設道の駅整備運営事業」（以下「本事業」とします。）の応募事業者の募集を開始したところです。

上記募集にあたり、応募事業者に対し、本事業に参加を希望する地域事業者等の情報を提供することで、地域事業者等の積極的な参加を促すことを目的として、希望者による事前登録を実施します。

なお、本募集は、本市が応募事業者に対して地域事業者等の情報を「テナント等希望者リスト」として提供するものであり、本市が直接、事業者間のマッチングを行うものではありません。また、本事業への参加にあたり、本登録は必須ではありません。

2. 道の駅の概要

施設の規模、機能、スケジュール等は本事業において選定される応募事業者の提案に基づき決定します。

- (1) 計画地 前橋市関根町、田口町地内
- (2) 敷地面積 7ha程度（応募事業者の提案をもとに協議により決定予定）
- (3) 事業主体 前橋市
- (4) 開業予定 平成32年6月頃

※その他詳細については、「前橋市新設道の駅整備運営事業 募集要項」を参照してください。

3. 参加資格

登録希望者は、次の要件を満たすこととします。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立その他類似の倒産手続を開始していないこと。
- (2) 市税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員等、暴力団等、並びに暴力行為の常習者、又はそのおそれのある者でないこと。

4. 応募方法

登録希望者は別紙1に必要事項を記入し提出すること。

(1) 提出方法

別紙1を電子メールの添付ファイルとして6. 問い合わせ先に送信すること。

電子メールの件名は「新設道の駅テナント等参加希望登録申請」とすること。

(2) 受付期間

平成29年3月29日（水）～4月28日（金）

(3) 説明会

本募集要項等に関する説明会を次の通り予定する。事前の申込は不要とする。募集要項等は持参すること。

日時	平成29年3月28日（火） 午後2時～3時
場所	前橋プラザ元気21 5階501学習室 所在地：群馬県前橋市本町二丁目12番1号

5. 公表方法

平成29年5月中旬頃に、本事業の事業者募集に参加表明書を提出した応募事業者に対し、「テナント等希望者リスト」として配布します。ホームページ等での公表はしません。

6. 問い合わせ先

前橋市政策推進課道の駅推進室 担当 清水、川崎

電話 027-898-6996

連絡先Eメールアドレス seisaku@city.maebashi.gunma.jp

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号